



JASDAQ

平成 22 年 9 月 3 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
壽松木 康晴
(JASDAQ・コード番号: 8893)
問合せ先 執行役員 管理本部長兼グループ経営企画部長
佐藤 啓明
(TEL. (03) 5962-0775)

事業再生ADR手続の利用申請及び受理に関するお知らせ

当社及び子会社である株式会社新日本アーバンマトリックスは、今後の事業の再構築に向け、強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用することとし、本日、事業再生ADR手続の取扱団体であり法務省及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下「JATP」といいます。）に対して事業再生ADR手続にかかる正式な利用申請を行い、同日受理されましたのでお知らせいたします。また、同日付けでJATPと連名にて、当社及び株式会社新日本アーバンマトリックスの全てのお取引金融機関に対して「一時停止の通知書（借入金元本の返済一時停止等の通知書）」を送付いたしました。

なお、事業再生ADR手続は、当社及び株式会社新日本アーバンマトリックスのお取引金融機関を対象として進められる手続ですので、現在当社及び当社の子会社とお取引をいただいている一般のお取引先の皆様には何ら影響を及ぼすものではございません。

当社グループにおきましては、事業再生ADR手続を利用しつつ、今後も全社一丸となって事業の再構築に鋭意取り組んでまいり所存ですので、株主の皆様、お取引金融機関をはじめ関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

当社グループが事業再生ADR手続の申請に至った経緯及び申請の概要等は以下のとおりです。

記

1. 当社グループが事業再生ADR手続の申請を行うに至った経緯

(1) 経営環境悪化に至る経緯

当社は、昭和50年4月、戸建住宅販売会社として創業いたしました。以来、首都圏の1都3県におけるマンション・戸建住宅の開発・分譲事業、都心部における投資ファンド向けの投資物件や他マンション開発会社向けのマンション用地等の開発・販売事業を主な事業内容として事業規模を拡大してまいりました。

しかしながら、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱を受け、不動産・住宅業界においても、金融市場の信用収縮の問題が不動産市場に深刻な影響を及ぼすとともに、景況感の悪化に伴う消費者購入マインドの低迷等により、不動産価格が急激に下落いたしました。そのため、当社グループを取り巻く環境は非常に厳しい状況で推移し、当社グループは多額の損失を計上し、資金繰りも急激に悪化いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループにおいては、グループ全体の経営基盤を強化し、不動産業界内で確実に勝ち残っていくための取り組みとして、昨年2月より、「経営基盤強化プロジェクト」を開始い

たしました。当社グループは保有不動産について最善と思われる出口戦略・販売計画を実行し、収益性の維持と早期資金回収による財務基盤の安定化に努めるとともに、新規事業として、これまで培ってきたマンション販売事業のノウハウを活かし、当社グループの総力を結集して「マンション買取再販事業」の推進を図り、特に競争優位性を持つ未完成マンションにおいては高い収益率を確保するなど、着実な事業実績の積み上げを図ってまいりました。また、経営体質のスリム化にも取り組み、人件費をはじめとする大幅なコスト削減や資産・負債の圧縮による財務体質の改善等の自助努力を行い、損益の改善を図ってまいりましたが、依然として厳しい事業環境が続く中、当社グループにおける経営状況の抜本的な改善には至りませんでした。

(2) 事業再生ADR手続の申請及び今後の方針

以上のような状況を踏まえ、当社におきましては、上場維持を前提とした今後の当社グループ事業の再構築に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るためには、お取引金融機関に対して金融支援をお願いせざるを得ないとの認識のもと、前述のとおり、当社及び株式会社新日本アーバンマトリックスについて、事業再生ADR手続の利用を申請するに至った次第であります。

今後のスケジュールは後記のとおりですが、当社におきましては、上場を維持して事業を継続しながら、平成22年9月10日開催予定の第1回債権者会議で正式に選任される手続実施者から公平中立な立場で調査・指導・助言をいただきつつ、お取引金融機関と協議を重ね、事業再生計画案を策定してまいります。また、同計画案につきましては、平成22年11月25日開催予定の第3回債権者会議にて、全お取引金融機関の合意による成立を目指してまいります。

なお、当社の事業再生計画案の内容等につきましては、今後、事業再生ADR手続の中で全お取引金融機関の皆様と協議する予定であり、決定次第速やかにお知らせいたします。

(3) 大阪証券取引所における規則

大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例」等によれば、JASDAQ等の上場会社が財政状態の改善のために債務免除等に関する合意を債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除等の額が最近事業年度の末日における債務の総額の10%以上である場合に限る。）には、当該合意を行ったことについての書面による報告を大阪証券取引所が受けた日に、「JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例」第2条第1項第6号（破産手続、再生手続又は更生手続）前段に該当することになります。

この場合において、大阪証券取引所が認める再建計画の開示を行った場合（「JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例」第4条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請（以下「当該申請」といいます。）が必要となります。）において、当該再建計画を開示した日の翌日から1ヶ月間の上場時価総額が5億円以上となる場合は、上場維持されることになります。

当社は、債務の総額の10%以上の債務免除を受けることを計画しており、その旨の合意を債権者等と行った場合には大阪証券取引所に当該申請をする予定です。

2. 今後のスケジュール

当社の事業再生ADR手続のスケジュールは以下のとおりです。なお、手続の進捗状況等により、変更となる可能性がございます。

平成22年9月10日予定	第1回債権者会議（事業再生計画案の概要説明・一時停止の追認・DIPファイナンス等に関する承認等）
平成22年10月28日予定	第2回債権者会議（事業再生計画案の協議）
平成22年11月25日予定	第3回債権者会議（事業再生計画案の決議）

以上